

通所リハビリテーション重要事項説明書

医療法人いちえ会 洲本伊月病院

事業主体名	医療法人 いちえ会
法人種類	医療法人
所在地	徳島県徳島市徳島町2丁目54番地
代表者名	理事長 藤田 葉子
開設年月日	平成元年10月15日
目的	医療法人いちえ会は病院、診療所及び介護老人保健施設を営み、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある高齢者に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。
医療法人 いちえ会施設	伊月病院 徳島県徳島市徳島町2丁目54番地 TEL 088-622-1117
	伊月健診クリニック 徳島県徳島市東船場町1丁目8番地 TEL 088-653-2315
	介護老人保健施設 せんけい苑 兵庫県洲本市桑間字太田495-1 TEL 0799-26-0780
	いちご訪問看護ステーション 事業：訪問看護 徳島県徳島市徳島町2丁目55番地2 TEL 088-626-7392
	洲本市在宅介護支援センター加茂 事業：居宅介護支援 兵庫県洲本市桑間字太田495番地1 TEL 0799-26-0801
	グループホームいちごの家・加茂 事業：認知症対応型共同生活介護 兵庫県洲本市桑間字松ヶ本492番地 TEL 0799-26-1001
	グループホーム徳島いちご苑 事業：認知症対応型共同生活介護 徳島県徳島市徳島町2丁目55番地3 TEL 088-622-1387
	いちごの家 デイサービスセンター 事業：認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 兵庫県洲本市桑間字松ヶ本492番地 TEL 0799-26-1001
	地域支援ハウス いちごの家・築地 事業：小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 兵庫県洲本市栄町2丁目3番26号 TEL 0799-23-1518
	グループホーム いちごの家・上物部 事業：認知症対応型共同生活介護 兵庫県洲本市上物部951番地1 TEL 0799-25-1518
デイサービスセンター いちごの家・納 事業：通所介護・介護予防通所介護 兵庫県洲本市納105 TEL 0799-23-1517	

	サービス付き高齢者向け住宅 いちごの家・楽園すもと 事業：サービス付き高齢者向け住宅 兵庫県洲本市物部1丁目13-26 TEL 0799-24-1010
	地域密着型介護老人福祉施設 いちごの家・楽園おのころ 事業：地域密着型介護老人福祉施設 兵庫県南あわじ市榎列下幡多字下幡多804番地1 TEL 0799-43-2121

洲本伊月病院 概要

施設名	洲本伊月病院
所在地	兵庫県洲本市桑間428
電話番号	0799-26-0770
FAX番号	0799-26-0778
管理者	藤田 逸郎
開設年月日	平成7年5月1日
定員	6人
事業の概要	病院 通所リハビリテーション
介護保険 指定番号	2811500921
事業の目的	通所リハビリテーションは、要支援状態及び要介護状態と認定されたご利用者に対し、介護保険法の趣旨に従い、通所リハビリテーション計画を立て、それに基づいて利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営方針	医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置付けにおける処遇を行い、過剰・過小医療を避け、生活援助の場としてバランスのとれたサービスに努める。
通所リハビリ 利用対象者	原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。「自立」と認定された方は、通所リハビリテーションを利用することができません。既にサービスを受けられ、「要介護」と認定されている方が、変更申請・更新申請等で「自立」と判定されますと、通所リハビリテーションの提供を受けることができません。

リハビリテーション室等の概要

当施設ではリハビリテーション棟1階を通所リハビリテーション訓練室としてご用意しております。医療保険でのリハビリテーションをされる方と同じフロアとなります。

事業従事者

- | | |
|-------------|------|
| (1) 管理者・・・ | 1人 |
| (2) 事務職員・・・ | 1人以上 |
| (3) その他・・・ | 1人以上 |

営業日及び営業時間

当施設における、通所リハビリテーションの営業日、営業時間は以下の通りとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までを営業日とする。(祝日は除く)
- (2) 営業日の午後1時から午後3時までを営業時間とする。
- (3) 別に当事業所が指定する日を休日と定めます。

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対し以下のサービスを提供します。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、通常9割が介護保険より給付されます(利用者負担：1割～3割)。場合によっては、利用者負担割合が変化したり、まず全額をお支払いいただいてから、後日、9割分が返却される場合もあります(償還払い)。詳しくは、支援相談員にお尋ね下さい。

<利用料金>

基本料金

*通所リハビリテーション利用料

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度や、利用時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上 2時間未満	要介護度1	369円	738円	1,107円
	要介護度2	398円	796円	1,194円
	要介護度3	429円	858円	1,287円
	要介護度4	458円	916円	1,374円
	要介護度5	491円	982円	1,473円

送迎を行わない場合での減算(片道につき-47単位)あり

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度や、利用時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上 2時間未満	要支援1	2,268円	4,536円	6,804円
	要支援2	4,228円	8,456円	12,684円

※利用開始日から12ヶ月を超えて利用した場合、要支援1では120単位/月、要支援2では240単位/月が減算されます。

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、利用時間によって利用料が異なります。以下は1ヶ月あたりの自己負担分です。

利用料金のお支払い方法

毎月末日で締め1ヶ月ごとに計算し、翌月10日頃にご請求させていただきますので、月末頃までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

<input type="checkbox"/> 窓口での現金支払い
<input type="checkbox"/> 金融機関からの振り込み 振込先 : 三井住友銀行 口座番号 : 普通 3678402 口座名 : 洲本伊月病院
<input type="checkbox"/> 上記により難しい場合は、別途相談に応じます。

契約の終了について

<p>(1) 当事業所からの申し出</p>	<p>当事業所との契約においては、終了の期日は定めておりませんが、下記のような事由が発生した場合は、契約の終了となります。</p> <p>① 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合。</p> <p>② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。</p> <p>③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。</p> <p>④ ご利用者から終了の申し出があった場合。 (詳細は別途記載。)</p> <p>⑤ 事業者から終了の申し出を行った場合。 (詳細は別途記載。)</p>
<p>(2) ご利用者からの終了の申し出 (中途解約・契約解除)</p>	<p>契約の有効期間内であっても、ご利用者から当事業所に終了を申し出ることができます。その場合には、終了を希望する日の7日前までに相談員にお申し出下さい。</p> <p>ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、サービスを中止・終了することができます。</p> <p>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。</p> <p>② 施設・通所リハビリテーションサービスの運営規定の変更に同意できない場合。</p> <p>③ 利用者が入院された場合。</p>

	<p>④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所リハビリテーションサービスを実施しない場合。</p> <p>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。</p> <p>⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。</p> <p>⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。</p>
<p>(3) 事業者からの申し出により終了していただく場合 (契約解除)</p>	<p>以下の事項に該当する場合には、当サービスを中止・終了していただくことがあります。</p> <p>① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。</p> <p>② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、幾度の催告にもかかわらずこれが支払われない場合。</p> <p>③ ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。</p> <p>④ 利用者の行動が、他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。</p> <p>⑤ ご利用者が、病院又は診療所に入院した場合。</p> <p>⑥ ご利用者が、介護老人福祉施設や介護療養型医療施設、及び他の介護老人保健施設に入所した場合。</p> <p>⑦ ご利用者の方が、正当な理由なしに、当施設の規則・規律等をお守りいただけない場合において、当施設からの再三の申し出、注意にもかかわらず、そのような状態を維持・継続された場合。</p> <p>⑧ 天災・災害・その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。</p>

サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①	ご利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
②	ご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者の方への聴取、確認をいたします。
③	非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
④	ご利用者に提供したサービスについて、記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。 但し、複写費用については、重要事項説明書記載の金額を頂きます。
⑤	ご利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。 但し、ご利用者または他の利用者等の生命、身体、財物を保護するためにやむを得ない場合には、施設管理者等が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。
⑥	事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た情報等を、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。（守秘義務） 但し、以下の各号についての情報提供においては、当施設は、利用者及び扶養者からあらかじめ同意を得たうえで、十分に配慮しながら行うこととします。 <ul style="list-style-type: none">・ 介護保険サービスの利用のため、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への療養情報の提供。・ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。 なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。・ これらは、利用終了後も同様の取り扱いといたします。

施設利用の留意事項

当施設をご利用にあたって、ご利用者のリハビリテーションの場としての位置づけ・安全性・快適性などを確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込み品について
通所にあたり、必需品以外の趣味・趣向に関わる大型品等の持ち込みは、場地的問題や他の利用者にご迷惑となる場合がございますのでご遠慮下さい。
- (2) ご利用者の身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設に届け出てください。
- (3) 施設の清潔、整理・整頓、環境衛生の保持などご協力をお願いいたします。

(4) その他、運営規定 第11条に規定されている事項。

非常災害対策

当施設では、非常災害対策として、年間2回以上の防災訓練を行い、適時防災設備の点検・作動確認を行っております。(詳細は、運営規定 第13条に記載)

*防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓
 自動火災報知設備・火災通報装置
 自家発電設備・非常階段・非常口

施設・設備の使用上の注意

- (1) 共用施設・設備等は、その本来の用途に従ってご使用ください。
- (2) 故意に、施設もしくは物品に損害を与えたり、施設外へ持ち出すことは禁止いたします。
- (3) 一部の設備・備品においては、使用に際して危険を伴うものもございますので、事前に職員まで連絡してください。
- (4) ご利用者に対するサービスの提供上のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

苦情及び要望等の相談

当施設には、相談室で対応していますので、お気軽にご相談ください。 支援相談員：岡 真奈美(社会福祉士・介護支援専門員) 支援相談員：風 淳子(地域連携) (電話 0799-26-0770)	
苦情相談窓口	洲本伊月病院 TEL0799-26-0770 FAX0799-26-0778 受付時間 午前9時～午後6時(日曜・年末年始を除く)
	洲本市役所 健康福祉部 介護福祉課 兵庫県洲本市港2-26 (洲本市健康福祉館内) TEL0799-22-9333 FAX0799-22-1690 受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜・祝日を除く)
	洲本市地域包括支援センター 兵庫県洲本市港2-26 (洲本市健康福祉館内) TEL0799-26-3120 FAX0799-26-0552 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

	<p>(土・日曜・祝日を除く)</p> <p>洲本市以外の方は、それぞれの市町村の窓口へご連絡下さい。</p> <p>国民健康保険団体連合会 介護保険課</p> <p>兵庫県神戸市三宮町1丁目9番1-1801</p> <p>TEL078-332-5617 FAX078-332-5650</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時15分</p> <p>(土・日曜・祝日を除く)</p>
--	--

損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

また、ご利用者の故意による過失と認められる場合は、その損害を請求させていただく場合がございます。

東京海上日動火災保険株式会社の「総合保険」に加入しております。

裁 判

双方の意見等が決定せず、互いに納得し得ない状態に陥り、公正な判断に委ねる場合となったときは、管轄裁判所として、「神戸地方裁判所 洲本支部」を規定します。

その他

ここに定める重要事項説明書及び運営規定、利用契約書に記載されていない事項については、担当者および主任者会議又は洲本伊月病院の役員会において定めるものとします。

なお、ご利用者及び家族の方々とも十分な協議のうえ決定させていただきます。

付 則

この重要事項説明書は、令和6年6月1日より施行する。

契約をする場合は以下の確認をすること

通所リハビリテーションサービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日 事業者
所在地 兵庫県洲本市桑間428番地
名 称 医療法人いちえ会 洲本伊月病院
院長 藤田 逸郎 印

説明者
所 属 医療法人いちえ会 洲本伊月病院
氏 名 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

令和 年 月 日 利用者 印
代理人等 印
(続柄)